

令和8年産香川県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和7年12月8日（月曜日）10時20分～11時20分

第2 開催場所：高松サンポート合同庁舎南館108会議室

第3 出席者

（行政機関）

香川県農政水産部 農業生産流通課 主任 小林 美鈴

（学識経験者）

香川県農業試験場 作物・特作研究課 課長 山地 優徳

（登録検査機関）

香川県農業協同組合 営農部 農産課 野口 靖雄

（申請者・生産振興団体）

公益財団法人 善通寺市農地管理公社 事務局長 高畠 強

公益財団法人 善通寺市農地管理公社 山下 江里

（実需者）

株式会社まんでがん 課長 内田 和樹

株式会社まんでがん 村田 未来

（中国四国農政局）

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 西田 幸弘

生産部生産振興課 農産物検査係 係長 荒尾 健一

第4 議題

1. 開会（農政局）

皆さま揃われたようなので、只今から令和8年産香川県産農産物銘柄設定等意見聴取会議を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

2. あいさつ（農政局）

省略

3. 事務連絡（農政局）

省略

4. 銘柄設定の申請内容の説明

ア 「普通裸麦：善通寺2024」設定の申請

（申請者（公益財団法人 善通寺市農地管理公社）の説明）

資料に基づいて説明致します。

申請書7の申請理由ですが、最初に①銘柄設定が必要な理由は、「善通寺2024」は、国立

研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）と善通寺市が共同開発した普通裸麦の新品種です。善通寺市が現在、普及拡大に取り組んでいる「ダイシモチ」と同じ紫粒ですが、「ダイシモチ」と比べて、 β グルカン・GABAの高含有量という特長を持った品種です。令和7年に品種登録出願済みで、今後「ダイシモチ」と同様に普及拡大を予定しているので、産地品種銘柄の設定が必要であると判断をして今回申請したところです。

銘柄設定により、生産者の生産意欲がより一層の向上が図られ、販売者においても産地品種銘柄に設定された「善通寺 2024」を販売できるということは、一層の販売促進にもつながります。また、消費者にとっても安定した購入が可能になります。

②の申請時での栽培状況ですが、令和7年産は、生産者部会員のうち1名が1.4haで栽培致しまして約5tを収穫致しました。農産物検査は、香川県農業協同組合に依頼をし、「銘柄以外のもの」として検査を受けています。

③の今後の生産予定ですが、令和8年産は、11月に播種を行っていまして、作付面積は6.2haに拡大し、来年6月に約25tの収穫を見込んでいます。さらに翌年度以降について、販売を考慮しながら生産拡大を図る予定です。

④の今後の販売方針・展望についてですが、善通寺市において、この令和8年度から本格的に販売をする予定で、現在専門家も交えて今後の販売方針を検討しているところです。来年6月の収穫後、検討したものを、実践に移していく予定です。

8の生産状況は、先ほど説明したとおり、令和7年産は1.4haで4.9tの収穫、令和8年産は6.2haで播種を行っていまして、25tほどの収穫を見込んでいます。

9の農産物検査は、7年産に引き続き、香川県農業協同組合に農産物検査を委託することで、了解を得ております。

10の品種の特性について(1)の産地での農産物の特性及び生育の特性で、「善通寺 2024」は、既存の「ダイシモチ」と比較して、水溶性食物繊維の β グルカンが約2倍、GABAは5倍以上の高含有の特性を持っています。生育に関しては、稈長及び穂長が少し長いものの倒伏程度は低く、成熟期は2日ほど速いが、収穫量は「ダイシモチ」より1割ぐらい多いという特性があります。

(2)の来歴ですが、農研機構と善通寺市が共同研究を行い、既存の「ダイシモチ」が相当年数経ってきて、非常に機能性を評価され、販売がずっと伸びていますが、後継を含めて新しいものを栽培したいということで、農研機構と共同研究を行いました。紫粒というのは、私どもの特徴ですので、これは残しておきたいので、「ダイシモチ」と「四R系3761」の品種を掛け合わせて作ったものが、今回の「善通寺 2024」です。

(3)の種苗法の侵害については、「善通寺 2024」は農研機構と善通寺市が共同育成した品種であり、当公社は善通寺市と一体で事業に取り組んでいますので、育成者の権利の侵害はいたしません。種子については、当公社が全量を一括管理した上で、栽培計画に沿って生産者部会員に必要量を提供しており、すべて正規のルートで管理されています。説明は以上です。

イ 「普通裸麦：善通寺 2024」品種鑑定上の特徴説明

（登録検査機関（香川県農業協同組合）の説明）

今回、申請のあった「善通寺 2024」について鑑定上の特徴について説明します。

①粒の形は、「ダイシモチ」に比べて大きく、幅については同等、長さについてはやや長い状態です。②色については、薄い茶色がかった紫色。③の皮部の厚薄は、やや厚い。④の縦溝の深さは僅かに深い。⑤の胚の大小および胚の形については、胚芽部についてはやや狭く、胚部はややエグレている。⑥千粒重は 30.5g、⑦その他について、β-グルカン、GABA の含有量が高く豊富である。

以上を確認して、登録検査機関として、農産物検査が出来るという判断をしました。以上です。

5. 申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルを確認

6. 意見聴取

(農政局) それでは、再開します。議題（3）の意見聴取に入りたいと思います。

ご出席の方のご意見を頂きたいと思いますが。

発言がないようなので、私の方から実需者様にお伺いします。今まで「ダイシモチ」を中心に販売をされていたということですか。どれくらいの量を扱われたのでしょうか。(実需者) 十数年に渡り「ダイシモチ」を販売しております。量は、去年で 140 トンほどです。善通寺市の「ふるさと納税」でも返礼品としてお世話になっています。「ふるさと納税」で 40~50 トンほど、残りは全国の量販店、インターネット通信販売などで、販売をしているところです。

(農政局) 今後「善通寺 2024」が銘柄設定された時に、「ダイシモチ」と併せての販売となりますか。また、作付けについても「ダイシモチ」から替えて作付けしていくのでしょうか、その比率についてもお考えをお示し頂きたい。

(申請者) 全体で 62ha、その内 6.2ha が「善通寺 2024」なので、全体の 1 割ほどの作付け面積です。例えば 30 トンほど収穫出来ましても、精麦しますと 8 割ほどの重量になります。商品としては、20 トンから 25 トンほどにしかなりません。この量だと、全国展開は無理かなど、当初販売をどうするか、どういった層をターゲットに、どういった内容で展開するかは、相当きちんと計画を立てないと、中途半端なことになりかねない。それについては、善通寺市や実需者の方で検討をして頂いているところです。

(実需者) 全国的な量販店に勤めている方に、外部コンサルティングに入って頂いている。その方と、お話をしていく中で、既存の大規模販売店のみに限定的な商品として、新品種の提案をして行こうかと。一般の消費者の方へ、「限定」という意識の中で年間、何回といった形で配布をしていくということで、限定的な販売をして、より希少性を高めていく形で販売して行こうと計画を立てています。

(農政局) 善通寺市において栽培をしていくのか、それとも香川県内全域へ栽培を広げていくことを考えておられますか。

(申請者) 我々は「善通寺 2024」の開発者としての権利が、10 年間あります。従いまして、もし他の方から栽培したいと言われても「ノー」と言える立場にあります。当面は善通寺

市限定とするのか、今回「銘柄設定」頂ければ、香川県内での栽培については、特に問題は無いと考えております。生産拡大するに当たって、市内だけ又は周辺の市町村へ広げていくのかは、まだ想定が出来ておりません。

(農政局) 県の方にお聞きしますが、申請者の方から説明があったように、当面、栽培は香川県全域では無く、善通寺市を中心とした限定的な地域においての栽培と考えられているようですが、「善通寺 2024」が「銘柄設定」がされた場合、裸麦の生産誘導などの観点において、香川県として影響はあるでしょうか。

(行政機関) 地域を限っての栽培ということで、今のところは特に問題とはならないです。ただ、今後栽培面積が大幅に増加した場合、他品種への「交雑」も考慮する必要があると考えます。

(農政局) 農業試験場の方へお伺いします。

申請書の内容またここまで説明を聞いた範囲において「善通寺 2024」は、香川県内の栽培に向いているでしょうか。

(学識経験者) 育成をしていないので、何とも言えませんが、「向き・不向き」については、農研機構が関わって開発されておられますので、気候にあったものが選抜されて育成されていると思われます。そのため、栽培の容易さについては、一定の評価がされていると推察されます。

(農政局) 販売は確実に出来るということでよろしいでしょうか。ある程度の道筋は出来ているという理解でよろしいでしょうか。

(実需者) はい、その理解で結構です。

(農政局) 農産物検査で、銘柄鑑定は出来るということでよろしいでしょうか。

(登録検査機関) 「ダイシモチ」と「善通寺 2024」の鑑定試料を比べましたが、判別はできますので、銘柄鑑定は可能という判断をしております。

(農政局) 他に何かご意見とかがございますか。

7. まとめ (農政局)

ただ今、「善通寺 2024」の銘柄設定について、皆様からご発言を頂きました。その結果を改めて確認をさせて頂きます。

ご出席の皆様方から、銘柄設定についてそれぞれの立場からご発言なり、ご意見を頂きました。結果、「善通寺 2024」について、銘柄設定の要件をクリアしている。特性、品質の状況なども問題ない。特段の反対意見もないことから、銘柄に設定することは「適当」であると判断させて頂きたいと思います。

後日、頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書とともに農林水産省農産局長へ報告させていただきます。

農産局で産地品種銘柄の設定について議論され、産地品種銘柄として設定されれば、来年3月末までに規格規程の改正が行われます。その際には関係者の皆様にも私どもから規格規程の改正通知も送付させて頂きます。また、申請者様にも結果の通知を合わせて送付させて頂くということで事務を進めて参ります。

なお、産地品種銘柄として設定されれば、県内の登録検査機関にサンプルの配布を行いま

すので、申請者様には農政局あてに1kg程度提出いただくこととなります。

8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして「善通寺2024」についての国内農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会とします。

本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございました。